

ブラジルにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起

2020年2月26日

● 2月24日、ブラジル保健省は、疑い症例の定義に「熱及び呼吸器系の異常（咳や呼吸困難等）等のインフルエンザのような症状があり、中国、日本、シンガポール、韓国、北朝鮮、タイ、ベトナム、カンボジアへの渡航歴がある方に加えて、ドイツ、オーストラリア、アラブ首長国連邦、フィリピン、フランス、イラン、イタリア、マレーシアから来訪した者も含める。」に拡大。

● 万が一当局に隔離され援護が必要な場合には、最寄りの大使館または、総領事館、領事事務所までご連絡下さい。

● ブラジル国内での感染は今のところ確認されていません（2月24日）。

1 2月24日、ブラジル保健省は、新型コロナウイルスの疑い症例を定義するための基準を拡大し、発熱及び咳や息切れ等のインフルエンザのような症状があり、かつドイツ、オーストラリア、アラブ首長国連邦、フィリピン、フランス、イラン、イタリア、マレーシアから来訪した者も含めることとした旨発表しました。

2 2月21日には、中国に加え、日本、シンガポール、韓国、北朝鮮、タイ、ベトナム、カンボジアへの渡航歴がある者を定義に含めたところでしたが、セキュリティのレベルと警戒感度を高めるため、上記1の国における最近の新型コロナウイルスの発生件数の増大による懸念を考慮したものであり、国内感染による5以上の確定症例が確認されていることから追加されたとのことです。

3 オリベイラ保健省保健監視局長は、新型コロナウイルスの検査機能を拡大しており、「これら16か国・地域からのブラジル渡航者については、医療機関は、疑い症例の定義に注意することが重要。」と述べ、また、中国以外のこれらの国・地域へのブラジル人の渡航については、注意喚起は行っているものの、渡航回避勧告は行っておらず、既にこれまで行っている対応と同じであると述べています。

4 2月24日現在、ブラジル保健省が把握している新型コロナウイルスの疑い症例は、サンパウロ州3件、リオデジャネイロ州1件の合計4件であり、これまでに既に54件が陰性と確認されており、ブラジルでは流行の記録はないとしています。ブラジル国内での感染確定症例は今のところ確認されておりませんが、最新の関連情報を収集し、感染予防に努めて下さい。

なお、万が一、医療機関等に隔離され、援護が必要な場合は最寄りの大使館または、総領事館までご連絡ください。

・ 在ブラジル大使館 (https://www.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)
(連邦区、ゴイアス州、トカンチンス州)

・ 在サンパウロ総領事館 (https://www.sp.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)
(サンパウロ州、マト・グロッソ州、マト・グロッソ・ド・スール州、三角ミナス地域)

・ 在クリチバ総領事館 (https://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)
(パラナ州、サンタ・カタリーナ州)

・在ベレン領事事務所 (https://www.belem.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)
(パラ州, マラニョン州, アマパ州, ピアウイ州)

・在リオデジャネイロ総領事館 (https://www.rio.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)
(リオ・デ・ジャネイロ州, エスピリト・サント州, ミナス・ジェライス州)

・在ポルトアレグレ領事事務所 (https://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000040.html)
(リオ・グランデ・ド・スール州)

・在マナウス総領事館 (https://www.manaus.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)
(アマゾナス州, ロンドニア州, ロライマ州, アクレ州)

・在レシフェ総領事館 (https://www.recife.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)
(セアラ州, リオ・グランデ・ド・ノルテ州, セルジッペ州, ペルナンブコ州, アラゴアス州, バイア州, パライバ州)

【参考】

新型コロナウイルスに関する Q&A 【厚生労働省】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_ga_00001.html